

FIGARO
測る・見るに特化した高性能アルコール検知器
デジタルアルコールチェッカー FALC-21 好評発売中
FUGUsmart
詳しくはこちら
検索 フーゴスマート
フィガロ株式会社
TEL. 072-728-2560 (9時~17時)

Japan
Trucking
Association



広報 とらつく

毎月1日・15日発行
12月5日号
発行所 公益社団法人 全日本トラック協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック協会会館
☎ (03) 3354-1029 (総務部広報室)
https://jta.or.jp

荷主の実態(情報)をきっちり行政に訴え 悪しき商慣習の打破!! 道路の環境整備は我々トラック事業者の「声」を第一に!!

全ト協 第198回理事会 令和5年度事業計画骨子を承認



商慣習改善に向けた会員事業者における取り組みの重要性を訴える坂本会長(12月1日、第一ホテル東京)

令和5年度事業計画骨子

- 【最重点施策】
 (1)貨物自動車運送事業法に係る時限措置延長への対応
 (2)「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進
 (3)荷主対策の深度化の推進
 (4)燃料高騰対策等の推進
 (5)改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取組環境の改善等「2024年問題」への適切な対応
 (6)多様な施策による良質なドライバーの人材確保
 (7)交通及び労災事故の防止対策の推進
 (8)高速道路料金等の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
 (9)新技術を活用した物流DXの推進
- 【重点施策】
 (1)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
 (2)環境・SDGs対策の推進
 (3)適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
 (4)大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立
 (5)パンデミックにおける適切な対応
- ※下線部は新規項目



坂本 克己 全ト協会長

全日本トラック協会は12月1日、東京都港区の第一ホテル東京で第198回理事会を開催。令和5年度事業計画骨子など最重点施策9項目と、重点施策5項目について審議を行い、全ての議案について原案通り承認した。

事業計画骨子では、「貨物自動車運送事業法に係る時限措置延長への対応」など最重点施策9項目と、重点施策5項目を盛り込むこととした。

改善の実現に向けて我々が声を上げて荷主に体当たりしていかねばならない」と、各会員事業者における取り組みの重要性を強く訴えた(要旨別掲)。

続いて、国土交通省の堀内丈太郎自動車局長と丹羽克彦道路局長が来賓あいさつを行った(要旨別掲)。

令和4年度第2次補正予算がまもなく成立しようとしている。トラック運送事業関連では、業界からの強い要望を受けて、「燃料油価格激変緩和対策事業の存続」や「高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長」などが盛り込まれた。

また、今月には改善基準告示の改正が行われる予定である。見直しに際しては、全日本トラック協会からの主張を受けて、厚生労働省による荷主対策が新たに設けられることとなった。労働基準監督署から荷主に対して配慮を要請するにあたっては、どの荷主への対策が必要なのかといった情報が必要となってくる。会員事業者の皆様におかれては、遠慮なく行政に対して荷主情報を申告していただ

き、実効性高い荷主対策の実施に繋げていただきたい。厚労省や国土交通省、また荷主団体を管轄する経済産業省や農林水産省、また中小企業庁や公正取引委員会など、行政の皆様が連携し、荷主対策に力を入れていただく環境を整った。会員事業者の皆様方には、「行政

政と我々運送事業者は「一心同体」と考えていただき、商慣習改善の実現のためにぜひとも声を上げて荷主に体当たりしていただきたい。

一方、国交省では、令和5年度に組織改革を行い、現在総合政策局などに置かれている物流関連3部署を自動車局に移管した上で、自動車局を「物流・自動車局」と名称を変更する計画を立てている。組織改革に関しては、国交省から全ト協に対して相談・打診がなされている。これも、トラック運送業界が非常に大きな評価を受けているからこそであり、日頃の全国のトラック運送事業者の皆様への取り組みのおかげであると考えている。改めて、皆様方に感謝を申し上げます。

最後に、全ト協では物流の観点から社会に貢献するSDGsへの取り組みを強化するため、「SDGs宣言」を行う。物流という切り口から社会に貢献していくことで、業界が広く社会から認知されるようになるために、今後様々な取り組みを進めてまいります。

報告事項としては、馬渡雅敏副会長(物流政策委員長)が改善基準告示の改正について報告。道路貨物運送業が、脳・心臓疾患の労働災害請求件数、支給決定件数ともに、全業種の中で最も多いこ

馬渡副会長が改善基準告示改正について説明

報告事項としては、馬渡雅敏副会長(物流政策委員長)が改善基準告示の改正について報告。道路貨物運送業が、脳・心臓疾患の労働災害請求件数、支給決定件数ともに、全業種の中で最も多いこ

とから、ドライバーの労働環境改善に向けて改善基準告示が改正されたことを説明。

その上で、運送事業者が総拘束時間の縮減等労働環境の改善に努め

とら、ドライバーの労働環境改善に向けて改善基準告示が改正されたことを説明。

その上で、運送事業者が総拘束時間の縮減等労働環境の改善に努め



馬渡 雅敏 全ト協副会長



丹羽 克彦 国交省道路局長



堀内 丈太郎 国交省自動車局長

浅井副会長が自動車関係諸税の特例措置延長など要望

自由民主党自動車議連総会・政策懇談会 「走行距離課税は断固反対！」



自民党自動車議連総会・政策懇談会で令和5年度税制改正要望などを説明する浅井副会長(11月21日、自民党本部)

全日本トラック協会坂本克己会長は11月21日、自由民主党自動車議員連盟(額賀福志郎会長)の総会・自動車政策懇談会に出席し、燃料油価格激変緩和措置の延長、自動車税制および予算関連、物流基盤の整備、高速道路料金等の引下げ、改正貨物自動車運送事業法に係る「標準的な運賃」時限措置延長など、トラック運送業界からの最重点要望事項を説明した。

同総会・政策懇談会には、全ト協をはじめ日本自動車工業会など自動車関係団体15団体が出席。全ト協から出席した浅井隆副会長(税制委員長)は、令和5年度の税制改正の争点となる自動車税制について、自動車重量税のEコカー減税、自動車税環境性能割などの特例措置延長を強く要望した。その他、物流基盤の整備として、高速道路ネットワークや休憩・休息施設、中継物流拠点の整備・拡充や高速道路通行料金の引下げを要望した。

さらに、自動車の走行距離課税に対しては「断固反対」の立場を表明した。

また、改正貨物自動車運送事業法に係る「荷主対策の深度化」「標準的な運賃」の時限措置の延長については、長時間の荷待ちや手荷役作業など労働時間の削減に向けて荷主の理解が進んでいないこと、また新型コロナウイルス感染症や燃料価格高騰の影響で標準的な運賃の導入が進んでいないことから、6年3月までとされている時限措置の延長を強く要望した。

都市内輸送に加え、都市間の長距離輸送にも **天然ガストラック**を

日本ガス協会では、物流の大動脈である都市間の長距離輸送と、都市内輸送の両面から、天然ガス自動車の普及拡大を進めています。特に都市間輸送に大型天然ガストラックが導入されることは、高いCO₂削減効果が図れ、石油系燃料に依存する運輸部門のエネルギーセキュリティや環境性、経済性の向上も可能にします。

都市間輸送の環境改善に貢献する、大型天然ガストラック

NGV=天然ガス自動車(Natural Gas Vehicle)

写真提供: いすゞ自動車株式会社

御社の基幹システムへのご構想、実現に向け、お聞かせください。

運輸業 経営管理 システム

長年にわたりお付き合いを賜っております運輸業経営のユーザー様方から、ご相談とご要望を拝読し、貴重なご助言も頂戴しながら、導入時のヒヤリングから運用時のサポートを通して積み重ねたノウハウをもって、各社様ごとに弊社パッケージシステムをカスタマイズいたし、基幹システムとしてご活用いただいております。

37th Anniversary

TSC 東和サン ソフトクリエイティブ株式会社
〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大岡ビル4階
TEL:03-3818-1541 FAX:03-3818-1546
http://www.towasan-soft.co.jp

厚労省 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」

カスタマーハラスメント対策に取り組みましょう!

図3 カスハラに発展させないために①

【発展させないためのステップ】

1. 対象を明確にして謝罪する

対象を明確にした上で限定的に謝罪します。
「この度は不快感をさせてしまい、誠に申し訳ありません」といったように不快感を抱かせたことに謝罪し、正確に状況が把握できていない段階では、企業として非を認めたような発言はせず、事実確認をして社内判断をしたときに、過失の程度に応じた謝罪をします。



2. 状況を正確に把握する

顧客等が主張する内容を正確に把握します。顧客等から話を聞く際には、途中で発言を遮ることや反論はせず、まずは一通り事情を確認します。一通り事情を確認した後、顧客等が話す内容に不明確なものがあれば確認をし、不足する情報があれば追加で意見をもらい、顧客等の勘違いがあれば正しい情報を提供します。



3. 現場監督者(一次相談対応者)または相談窓口で情報共有する

顧客等から確認した情報は、現場監督者または相談窓口対応者に共有します。相談対応者が正確かつ迅速に状況を把握するため、現場監督者は顧客等の要望のみならず、出来るだけ事実関係を時系列で整理して報告します。

図4 カスハラに発展させないために②

>>> 現場での対応

- 店頭で対応せず、応接室等の個室に招いて二人以上で対応する(時間・人・場所を変えて対応)。
- 相手が感情的になっていても、丁寧な話し方で冷静に対応し、よく話を聞く。また、言葉遣いに注意し、専門用語などは使わないようにする。
- 質問を交えながら、詳細に情報を確認し、メモを取って要点を確認する。
- 必要があれば相手の了解を得て録音する。
- 極力議論は避け、問題を解決しようとする前向きな姿勢を感じさせる。
- その場しのぎの回答はせず、対応出来ないことははっきり断る。
- 相手を落ち着かせたい場合は、後で確認して回答するなど冷却期間を設ける。



>>> 電話での対応

- 苦情を専門に受け付けるため、専用電話を設置して録音出来るようにしておく。
- 基本的には、第一受信者が責任を持ち、問い合わせ案件のたらい回しをしない。
- 丁寧な言葉使いで、相手がゆっくりと理解できるように説明する。
- 顧客等の発言内容や話し合いのよう、メモを取りながら話を聞き、復唱して確認する。
- 対応出来ることと出来ないことをはっきりさせ、相手に過大な期待を抱かせない。
- 即時回答できない内容については、事実を確認してから追って返事をする。等



>>> 顧客訪問による対応

- 冷静になりにくい時間帯(夜間や早朝)の訪問は避ける。
- 喫茶店など周囲から聞かれる場所や決められた場所以外には行かない。
- あらかじめ訪問先や問題点について情報を集め、問い合わせ内容への対応方針を決めておく。
- まずは、相手の言い分を聞くだけにする。
- できるだけ二人で行く(一人では対応させない。一方、多人数での訪問も控える。)等



顧客や取引先(以下、顧客等)などからのクレームには、サービス等の改善を求める正当なクレームがある一方で、過剰な要求を行ったり、サービス等に不当な言いかけたりする悪質なクレームもありま。事業者には、不当・悪質なクレーム(カスタマーハラスメント)から従業員を守る対応が求められます。厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。ここでは、カスタマーハラスメント対策の強化策について、厚労省作成の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」から紹介します。

なお、同マニュアルは、厚労省ホームページ(二次元コード)よりダウンロードできます。

1 カスタマーハラスメントとは?
顧客等からの著しい迷惑行為が「カスハラ」に

企業や業界により、顧客等への対応方法・基準が異なることが想定されるため、明確に定義づけられないが、企業の現場では次のようなものがカスハラであると考えられる。

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム手段・態様により、労働

2 カスタマーハラスメントの判断基準
カスハラは判断基準を明確化し、対応方針を企業内で統一する

業種や業態、企業文化の違いにより、カスハラと判断基準は企業ごとに違いが出る可能性があることから、各社であらかじめカスハラと判断基準を明確にした上で、企業内の考え方、対応方針を統一して現場と共有しておくことが重要である。

例として、次に挙げる

3 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

4 カスタマーハラスメントに発展させないために
状況を正確に把握して、現場監督者等と情報共有を

現場監督者による初期対応においては、まずは状況を正確に把握し、事実関係を時系列で整理して報告する。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

5 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

6 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

7 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

8 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

9 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

10 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

11 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

12 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

13 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

14 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

15 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

16 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

17 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

18 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

19 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

20 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

21 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

22 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業

23 カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組み
「事前の準備」と「実際に起こった際の対応」を欠かさず

顧客等の要求内容に妥当性はあろうか
顧客等の主張が妥当性を認め、自らに過失がないか、根拠のある要求がなされているかを確認する必要がある。

また、カスハラとして取り扱うかどうかにかかわらず、顧客等からの行為が従業員の就業環境が不快なものとなり、就業



図1 カスハラ例

- 「顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合」の例
 - ・企業の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合
 - ・要求の内容が、企業の提供する商品・サービスの内容とは関係がない場合
- 「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不当な言動」の例
 - 【要求内容の妥当性にかかわらず不当とされる可能性が高いもの】
 - ・身体的な攻撃(暴行、傷害)
 - ・精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言)
 - ・威圧的な言動
 - ・土下座の要求
 - ・継続的な(繰り返し)執拗な(しつこい)言動
 - ・拘束的な行動(不退去、居座り、監禁)
 - ・差別的な言動
 - ・性的な言動
 - ・従業員個人への攻撃、要求
 - 【要求内容の妥当性に照らして不当とされる場合があるもの】
 - ・商品交換の要求
 - ・金銭補償の要求
 - ・謝罪の要求(土下座を除く)

図2 カスハラ対策の基本的な枠組み

- カスハラを想定した事前の準備
 - 1 事業主の基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発
 - ・組織のトップが、カスハラ対策への取り組みの基本方針・基本姿勢を明確に示す。
 - ・カスハラから、組織として従業員を守るという基本方針・基本姿勢、従業員の対応のあり方を従業員に周知・啓発し、教育する。
 - 2 従業員(被害者)のための相談対応体制の整備
 - ・カスハラを受けた従業員が相談できるよう相談対応者を決めておく、または相談窓口を設置し、従業員に広く周知する。
 - ・相談対応者が相談の内容や状況に応じ適切に対応できるようにする。
 - 3 対応方法、手順の策定
 - ・カスハラ行為への対応体制、方法をあらかじめ決めておく。
 - 4 社内対応ルールの従業員等への教育・研修
 - ・顧客等からの迷惑行為、悪質なクレームへの社内における具体的な対応について、従業員を教育する。
- カスハラが実際に起こった際の対応
 - 5 事実関係の正確な確認と事実への対応
 - ・カスハラに該当するかどうかを判断するため、顧客、従業員等からの情報を基に、その行為が事実であるかを確かな証拠・証言に基づいて確認する。
 - ・確認した事実に基づき、商品に瑕疵がある、またはサービスに過失がある場合は謝罪し、商品の交換・返金に応じる。瑕疵や過失がない場合は要求等にに応じる。
 - 6 従業員への配慮の措置
 - ・被害を受けた従業員に対する配慮の措置を適正に行う(繰り返しされる不当な行為には1人で対応せず、複数名で、あるいは組織的に対応する。メンタルヘルス不調への対応等)。
 - 7 再発防止のための取り組み
 - ・同様の問題が発生することを防ぐ(再発防止の措置)ため、定期的な取り組みの見直しや改善を行い、継続的に取り組みを行う。
 - 8 ①~⑦までの措置と併せて講ずべき措置
 - ・相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、従業員に周知する。
 - ・相談したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってほしくない旨を定め、従業員に周知する。

今冬は
タイヤチェーンの
脱着をラクに
しませんか?

力作業がなく老若男女問わず簡単装着
突然の降雪時にも、素早く対応可能。
軽量で収納もコンパクト
場所を取らずいざという時の備えに。
スタッドレスタイヤへの
交換コスト・労力削減にも貢献!

商品動画で扱いやすさ一目瞭然!

雪山での取り付け方法・テスト走行動画
雪山での比較走行、取り外し方法動画
取付方法動画はこちら!

チェーン規制対応品
布製タイヤチェーン
トラック用 2枚入 左右兼用

品番	型式	適合タイヤサイズ	自重	税別
4370010000	KD-450	7.50R16, 225/80R17, 235/85R16, 225/80R17.5	1.4kg	19,900円 (税込21,780円)
4370020000	ES-188	245/70R19.5, 265/70R19.5	2kg	23,900円 (税込25,480円)
4370030000	ES-225	10.00R20, 11R22.5, 285/80R22.5, 295/80R22.5, 285/75R24.5, 295/75R24.5, 275/80R24.5	2.5kg	29,900円 (税込32,780円)

適合サイズ拡大中 パーマンショップでチェックしてください。2枚車用/軽自動車用 発売間近

創業1965年
株式会社パーマンコーポレーション
〒550-0021 大阪市西区川口4-1-5
月～金 8:00～18:00 土8:00～14:30
ご注文電話 0120-202-800

品質マネジメントシステムに関するISO9001取得 ISO9001:2015

オンラインショップ 通販サイトへは「パーマンショップ」で検索!

https://pa-man.shop/

首都圏/九州
定期ROROサービス

船舶を利用して物流を効率化させませんか。
「2024年問題対応」「モーダルシフト」お任せください。

お客様の様々なニーズにお応えできるよう、海路と陸路を利用したドア to ドアの高効率輸送システムを構築。充実した航路網、経験豊かなスタッフ、豊富なラインナップのトレーラーにより、あらゆる貨物を出荷地からお届け先へ運びます。

イメージ動画はコチラ!

東京～苅田航路
東京
宇野 上りのみ寄港
下りのみ寄港 御前崎
岩国 上りのみ寄港
坂出 上りのみ寄港
博多
苅田 大分 上りのみ寄港

東京～博多航路

苅田航路運航スケジュール

集荷日	当日21:00	翌日22:30	翌日ミッドナイト配送
首都圏	東京港	苅田港	九州全域
3日目朝・配送	3日目06:00	翌日04:30	集荷日

*2022年12月現在の情報です。最新の情報は高船三井フェリーHPをご確認ください。その他、各港のスケジュールに関しては、お問い合わせください。

20th ANNIVERSARY MOL 商船三井フェリー 営業 二部 TEL: 03-6866-7308 福岡・苅田支店 TEL: 093-434-5118 mail: molf.tokyobk@molgroup.com

表 オフィスビルにおける省エネ・節電メニュー

基本アクションの事例

Table with 3 columns: Action, Description, and Energy Saving Effect. Includes items like Lighting (7.7%), Air Conditioning (3.4%), and OA Equipment (3.6%).

メンテナンスや日々の省エネ・節電努力

Table with 2 columns: Action and Energy Saving Effect. Includes 'Maintenance and daily energy-saving efforts' with a 1.3% effect.

Large table detailing various energy-saving measures for lighting, air conditioning, OA equipment, and other building systems.

ご注意: 記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する目安です。出典: 経済産業省「冬季の省エネ・節電メニュー」

冬季の省エネ・節電に協力を！ 電力需給がひっ迫 燃料価格高騰も続く

「運営コストの削減」を通じて 持続可能な経営を目指しましょう

今冬の電力需給は、全国で瞬間的な需要変動に対応するために必要とされる予備率3%以上を確保しているものの、厳しい見通しとなっている。

最近続いている電力価格や燃料価格の高騰は、トラック運送事業者の運営コスト増加に繋がります。

「政府からの要請」 12月1日(木)から3月31日(金)まで終日、無理のない範囲で、節電への協力をお願いします。

1 オフィスビルにおける電力消費の特徴

電力使用量の多い 空調・照明における節電対策が有効

2 オフィスビルにおける省エネ・節電メニュー

省エネ・節電効果が大きい 様々な取り組みの実施を呼びかけ

オフィスビルにおける省エネ・節電メニューは、さらに、メンテナンス

3 「エコドライブ10のすすめ」

燃料消費量を抑えた運転操作が 運営コスト軽減に繋がる

- 図 「エコドライブ10のすすめ」 ①自分の燃費を把握しよう ②ふんわりアクセル「eスタート」 ③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

主役が 変わるぞ。



国内初*1の量産小型電気トラックを販売して5年。世界で走行実績ができました。お客様の声が聞けました。

次世代 電気小型トラック eCANTER 国内モデル約30型式に増加

ほんのヒトコマ



ひとつの提案……「全国のスタジアム、街頭ビジョン、家庭のテレビの前のみなさん! カウントダウンが始まりましたよ!」

法令クイズ

- 1 × (法第20条の2第1項) 路線バスが後方から接近してきた場合に、交通混雑のため路線バス優先通行帯から抜け出すことができない時は、その路線バス優先通行帯を走行してはならない。
2 × (標識令別表第二「規制標識327の4」) 道路標識や標示によって路線バスの専用通行帯に指定された車両通行帯は、指定された路線バス等以外に小型特殊や原付、軽車両は通行できない。
3 ○ (法第31条の2) 停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手または方向指示器により合図をした場合には、その後方にある車両は、その速度または方向を変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。
4 × (法第44条第1項第5号) 乗合自動車の停留所の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から10m以内の部分は駐車禁止となっている(運行時間中に限る)。
5 ○ (法第71条第1項第2号の3) 幼児等の乗降のために停車している通学・通園バスの側方通過時は徐行が義務づけられている。

危険予知訓練(KYT)シートの解説
あなたは年末で過半数の片側1車線の道路を前車に追いつきから走行してあり、前方の交差点を左折しようと考えています。対向車線は渋滞しています。この場面にはどのような危険がありますか。また、危険を避けるためにはどのような運転をすればよいでしょうか。考えてみましょう。
1 どの様な危険がありますか?
2 どの様な運転をすれば危険を避けることができますか?

トラックステーション 年末年始休業案内 (令和4~5年)

Table with columns: TS名, 運行情報センター, 食堂・宿泊施設など. Lists truck stations and their operating hours during the New Year holidays.

Table with columns: TS名, 給油所. Lists truck stations and their refueling hours during the New Year holidays.

Table with columns: TS名, 給油所. Lists truck stations and their refueling hours during the New Year holidays.

安全運行のオアシス トラックステーション

全国24か所のトラックステーション(TS)は、トラックドライバーの安全運行を支える、長距離運行に欠かせない休憩施設です。
Map showing 24 truck stations across Japan with their locations and names.

Table with columns: 名称, 所在地, 電話番号, 駐車台数. Lists 24 truck stations with their names, addresses, phone numbers, and parking capacity.

